

## 「キノクラミン」「ジクロベニル」「ジフェノコナゾール」「トリフルミゾール」「DCIP」「エトキシスルフロン」「酸化フェンブタスズ」「フェニトロチオン」及び「フェノブカルブ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

### 記

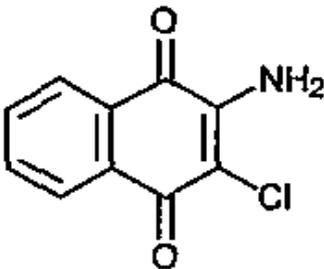
1. キノクラミン (農薬)
2. ジクロベニル (農薬)
3. ジフェノコナゾール (農薬)
4. トリフルミゾール (農薬)
5. DCIP (農薬)
6. エトキシスルフロン (農薬)
7. 酸化フェンブタスズ (農薬)
8. フェニトロチオン (農薬及び動物用医薬品)
9. フェノブカルブ (農薬及び動物用医薬品)

## キノクラミン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月26日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	キノクラミン (Quinoclamine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ナフトキノン化合物に属する除草剤である。茎葉部に接触及び吸収され、光増感物質の蓄積による過酸化効果により、光合成反応を阻害することにより除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている 適用作物：水稲（ウキクサ類、藻類等）、くわい（ウキクサ類）等 今回、魚介類への基準値設定の要請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

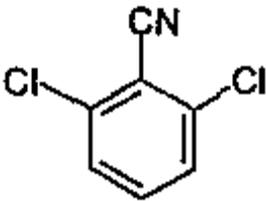
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ジクロベニル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月26日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジクロベニル (Dichlobenil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	主として根からの吸収により、植物組織内を生長点部に移行し、細胞の異常分化を起こし枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている 適用作物：小麦、大麦、みかん、りんご等 今回、魚介類への基準値設定の要請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：りんご、核果類、ぶどう等 EU基準：かんきつ類、仁果類、核果類等 豪州基準：かんきつ類、仁果類、核果類、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	初回	

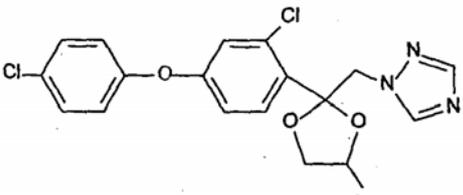
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ジフェノコナゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成21年6月2日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・「**ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。**」

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジフェノコナゾール (Difenoconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系の殺菌剤である。</p> <p>糸状菌の膜構造中に存在するエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：りんご（黒星病等）、なし（黒星病等）、トマト（葉かび病等）等</p> <p>今回、ピーマン（うどんこ病）、なす（うどんこ病）、茶（炭疽病）への適用拡大申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日
	国際基準	アスパラガス、トマト、バナナ、畜産物等
	諸外国	<p>米国基準：小麦、仁果類、畜産物等</p> <p>カナダ基準：なたね、畜産物等</p> <p>EU基準：かんきつ類、仁果類、スパイス類等</p> <p>豪州基準：にんじん、仁果類、トマト等</p> <p>ニュージーランド基準：あぶらな科野菜</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

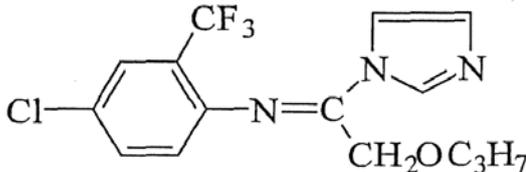
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## トリフルミゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年5月6日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリフルミゾール (Triflumizole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	イミダゾール系殺菌剤である。 脂質の生合成を阻害し、糸状菌の細胞膜構造を破壊することによって、病原菌の生育を阻止すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：稲（ばか苗病）、きゅうり（うどんこ病等）、トマト（葉かび病等）、りんご（黒星病等）、もも（灰星病等）、いちご（うどんこ病等）等 今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：りんご、ぶどう、いちご、畜産物等 カナダ基準：きゅうり、りんご、ぶどう等 EU基準：ぶどう、いちご、トマト、うり科野菜等 豪州基準：ぶどう、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## DCIP

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	DCIP (ジクロロジイソプロピルエーテル)	
構造式	$\begin{array}{ccccccc} \text{Cl} & - & \text{CH}_2 & - & \text{CH} & - & \text{O} & - & \text{CH} & - & \text{CH}_2 & - & \text{Cl} \\ & & & &   & & & &   & & & & \\ & & & & \text{CH}_3 & & & & \text{CH}_3 & & & & \end{array}$	
用途	殺線虫剤	
作用機構	<p>有機塩素系の殺線虫剤である。</p> <p>線虫の角皮より体内に浸透した後に線虫の体内の酵素の塩基性求核中心部と結合することで生ずる酵素阻害により作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：きゅうり（ネコブセンチュウ）、なす（ネコブセンチュウ）、みかん（ミカンネコナカイガラムシ）、茶（ネグサレセンチュウ）等</p> <p>使用方法：土壌注入等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

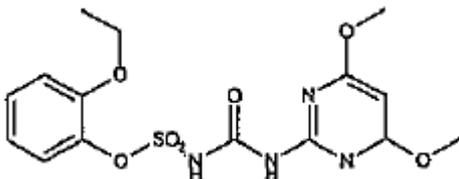
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## エトキシスルフロン

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	エトキシスルフロン (Ethoxysulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>スルホニルウレア系の除草剤である。</p> <p>分岐アミノ酸であるバリン、ロイシン、イソロイシンの生合成に関与するアセト乳酸合成酵素を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：水稲（一年生雑草等）</p> <hr/> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## 酸化フェンブタスズ

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	酸化フェンブタスズ (Fenbutatin oxide)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>有機スズ系の殺虫剤である。 ミトコンドリア中の呼吸酵素に作用し、呼吸阻害を起こすことで殺虫活性を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。 適用作物：きゅうり（ハダニ類等）、かんきつ類（ミカンハダニ等）、りんご（リンゴハダニ等）、もも（ハダニ類）等</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.03 mg/kg 体重/日
	国際基準	りんご、もも、いちご、ぶどう等
	諸外国	<p>カナダ基準：きゅうり、トマト、かんきつ類、りんご等 E U 基準：トマト、かんきつ類、仁果類等 豪州基準：かんきつ類、仁果類、もも等 ニュージーランド基準：仁果類、核果類</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フェニトロチオン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成21年10月16日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェニトロチオン (Fenitrothion)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	<p>有機リン系の殺虫剤である。</p> <p>昆虫内に入った後、酵素の働きでMEP-オキソンとなり、コリンエステラーゼと結合することで活性を失わせ、正常な神経伝達機能を阻害することで、殺虫効果を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	【農薬】登録がなされている。	
	適用作物：稲（ニカメイチュウ等）、大豆（マメシンクイガ等）、ばれいしょ（アブラムシ類等）、りんご（アブラムシ類等）等	
	今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/日
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	大豆、りんご等
	諸外国	EU基準：びわ、スパイス類等 豪州基準：穀類、野菜類、果実類等 ニュージーランド基準：穀類
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

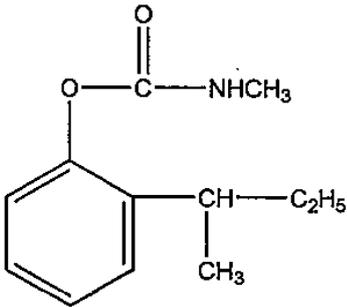
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## フェノブカルブ

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月26日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノブカルブ (Fenobucarb)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	カーバメート系の殺虫剤である。 コリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】登録がなされている。 適用作物：稲（ツマグロヨコバイ、ウンカ類）、小麦（ヒメトビウンカ）、きゅうり（ミナミキイロアザミウマ）等 今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法：散布	
	【動物用医薬品】承認されている。 適用対象：マダニ、アブ、ノミ、畜舎周辺のボウフラ等の防除 使用方法：畜体外散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議